

令和8年1月26日 議会運営委員会（速報版）

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

○下山芳男委員長 本日は、青空議員は欠席ですので御報告いたします。

本日の委員会より、日本愛のオルズグル議員が委員外議員として出席しておりますので御承知おきください。

1 報告事項、③会派の所属議員の変更等について。

○中渕区議会事務局長 一月二十二日付で、立無愛より会派名称変更届、会派所属議員変更届、会派役員変更届がそれぞれ提出されました。新たな会派名は、立憲民主党・無所属世田谷区議団、略称は立憲無でございます。また、オルズグル議員より、世田谷から日本を愛する会を結成した旨の届出がございました。この会派の略称は日本愛でございます。

本件に関連いたしまして、本日、会派順序等につきまして御協議いただくこととなります、出退表示等の表示物につきましては既に変更してございますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 2 協議事項、③会派順序について。

○中渕区議会事務局長 会派順序につきましては、議会運営に関する確認事項に基づき、自民、公明、立憲無、改革、共産、国都民、生ネ、虹、世田谷、刷新、国際、風、参政党、日本愛、維新、無所属の順とすることが理事会で確認されております。

会派順序につきまして、このように取り扱うことによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 会派順序について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

④議員控室について。

○中渕区議会事務局長 タブレット三ページの「議員控室」を御覧願います。議員控室の割り振りにつきましては、立憲無、日本愛に、引き続き控室②を割り振ることが理事会で確認されております。議員控室につきまして、このように割り振ることによろしいか、お

諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 議員控室について、ただいまの局長説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

⑤議席について。

○中渕区議会事務局長 タブレット四ページの「議席表」を御覧願います。今回の会派構成の変更により、立憲無には、七番、八番、二十四番から二十六番、四十一番、四十二番の七席を、日本愛には九番の議席を割り振ることが理事会で確認されております。議席につきまして、このような取扱いとすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 ただいま御決定いただきましたので、立憲無、日本愛から、議席の変更届を一月二十九日木曜日正午までに御提出いただくこととなります。また、議席の変更につきましては、本会議でお諮りし決定することとなりますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 ④代表質問の順序について。

○中渕区議会事務局長 タブレット五ページの「代表質問順序割り振り表」を御覧願います。今期四年間十六回の定例会で、代表質問を一番目に行う会派構成員数に応じて割り振ってございます。今回の会派構成の変更に基づき再計算いたしましたところ、一回目の回数には変更は生じませんが、公明を第二会派、立憲無を第三会派として質問順序を割り振ることが理事会で確認されております。

代表質問の順序の割り振りにつきまして、このような取扱いとすることによろしいかお諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

⑥議会役職及び正副委員長について。

○中渕区議会事務局長 タブレット六ページの「議会役職及び委員会構成表」を御覧願い

ます。まず、議会役職につきましては、現在立憲無に割り振られているポストにつきまして御協議した結果、副議長と監査委員を公明に割り振ることといたしますが、監査委員の交代の時期につきましては、監査業務への影響を考慮し、三月末まで立憲無が務め、四月一日から公明に交代することが理事会で確認されております。また、農業委員につきましては、現行どおり、七月二十九日の一斉改選までは引き続き立憲無に、改選後は公明に割り振ることが確認されております。議会役職の割り振りにつきまして、このように取り扱うことによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 議会役職について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 次に、正副委員長ポストについてでございますが、今回の会派構成の変更に伴い、理事会では、立憲無に割り振られている福祉保健委員会副委員長ポストを自民に割り振ることが確認されております。正副委員長ポストの割り振りにつきまして、このような取扱いとすることによろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長 正副委員長ポストの割り振りについて、ただいまの局長説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 二月四日水曜日の福祉保健委員会におきまして、正副委員長の互選等を行うこととなりますので、御承知おき願います。なお、副委員長予定者につきましては、阿久津議員と伺ってございます。互選結果につきましては、互選後の本会議に報告することとなりますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 ⑤委員会構成について。

○中渕区議会事務局長 引き続き、「議会役職及び委員会構成表」を御覧願います。委員会構成についてでございますが、まず、議会運営委員会の委員構成につきましては、会派構成の変更に伴い再計算いたしますと、立憲無は三名から二名に変更となり、五月の臨時会におきまして新たに委員が選任されるまでの間、委員合計数は定数十三名のところ、二名欠員の十一名となることが理事会で確認されております。議会運営委員会の構成につきまして、このように取り扱うことによろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長 議会運営委員会の構成について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 ただいま御決定されましたので、立憲無から議会運営委員一名の辞任届を御提出いただくこととなりますので、御承知おき願います。

次に、広報小委員会の構成につきましては、第一会派から三名、第二会派から二名、その他の交渉会派からそれぞれ一名を選任していることから、公明の委員数は一名から二名に、立憲無は二名から一名に変更となります。また、副委員長は公明となることが理事会で確認されております。広報小委員会の構成につきまして、このように取り扱うことでよろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長 ただいま御決定いただきましたので、公明から委員届を御提出いただくこととなります。御承知おき願います。

次に、常任及び特別委員会の委員会構成についてでございますが、引き続き「議会役職及び委員会構成表」を御覧願います。今回の会派構成の変更によりまして、立憲無の福祉保健委員会の委員二名のうち一名を都市整備委員会に、また、日本愛の都市整備委員会の委員一名を福祉保健委員会に割り振ることが理事会で確認されております。なお、特別委員会につきましては、資料のとおり、立憲無には環境・清掃・リサイクル対策等に一名、他の特別委員会に二名を割り振り、日本愛には環境・清掃・リサイクル対策等を割り振ることが確認されております。常任及び特別委員会の委員構成につきましては、このような取扱いとすることによろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長 ただいまの局長説明のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定します。

○中渕区議会事務局長 ただいま御決定いただきましたので、立憲無、日本愛から、委員会の所属変更届を一月二十九日木曜日正午までに御提出いただくこととなりますので、御承知おき願います。

なお、この割り振りの変更に伴い、立憲無からは中塚委員を福祉保健から都市整備に、日本愛のオルズグル委員は都市整備から福祉保健に、それぞれ所属変更する意向があると伺ってございます。

○下山芳男委員長 ⑤質問時間について。

○中渕区議会事務局長 一定例会における各会派の質問時間は、十分に正副議長、議会運営委員会正副委員長、監査委員を除く各会派の構成員数を掛けた時間とすることが既に確認されております。先ほど御協議いただきました監査委員の交代時期を踏まえますと、第一回定例会では、公明には十分に副議長、議会運営委員会副委員長を除く構成員数の六名を掛けた六十分を、立憲無には十分に監査委員を除く構成員数の六名を掛けた六十分を割り振ることとなります。また、第二回定例会以降は監査委員が公明に割り振られているため、公明には五十分を、立憲無には七十分を割り振ることとなります。なお、日本愛には十分を割り振ることとなりますので、御承知おき願います。

○下山芳男委員長 ⑥附属機関等の委員について。

○中渕区議会事務局長 タブレット七ページの「附属機関等割振表」を御覧願います。附属機関等委員の割り振りにつきましては、今回の会派構成の変更に基づき再計算いたしましたところ、立憲無は五・五ポストから五ポストになり、日本愛には〇・五ポストを割り振ることとなります。現在オルズグル議員が土地開発公社評議員会の委員であるため、引き続き、後半二年間のポストを日本愛に割り振ることが理事会で確認されております。

なお、他会派のポスト数への影響はございません。

附属機関等の委員の割り振りにつきまして、このような取扱いとすることによろしいか、御協議をお願いいたします。

○下山芳男委員長 附属機関等の委員について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○下山芳男委員長 ⑦予算・決算特別委員会について。

○中渕区議会事務局長 副委員長ポストの割り振りにつきまして、今回の会派構成の変更に基づき再計算いたしました結果、変更が生じないことから、理事会では現行どおりとすることが確認されております。副委員長ポストの割り振りにつきまして、このように取扱いとすることによろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 副委員長ポストの割り振りについて、ただいまの局長説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

③議会制度研究会委員について。

○中渕区議会事務局長 タブレット八ページの「議会制度研究会設置要綱（改正案）」を御覧願います。研究会の構成についてでございますが、設置要綱の第二条により、交渉会派につきましては、会派構成員三名に対し一名を委員に選出する、また、一名で構成する会派等からの委員数は、その委員数の合計を三で除し端数を切り捨てた数として、ローテーションにより交代で出席することが定められております。今回の会派構成の変更によりまして、立憲無の委員は二名から変更はございませんが、日本愛のオルズグル議員が新たに委員となることから、一名で構成する会派等から交代で出席する委員の数は一名増の三名となり、委員合計数は十五名となります。また、副座長は立憲無から公明に変更となることが理事会で確認されております。

議会制度研究会の構成につきまして、このような取扱いとすることによろしいか、また、資料のとおり設置要綱を改正することによろしいか、御協議をお願いいたします。

○下山芳男委員長 議会制度研究会の構成設置要綱の改正について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長 3第一回区議会定例会について、③提出予定案件について。

○須藤総務部長 それでは、令和八年第一回世田谷区議会定例会の提出予定案件について、本日、一月二十六日現在のものを御報告申し上げます。議案三十二件、諮問一件、報告十八件となります。

まず、議案です。政策経営部より、令和八年度世田谷区一般会計予算・国民健康保険事業会計予算・後期高齢者医療会計予算・介護保険事業会計予算。

令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第六次）・国民健康保険事業会計補正予算（第二次）・後期高齢者医療会計補正予算（第二次）・介護保険事業会計補正予算（第二次）、学校給食費会計補正予算（第二次）。

世田谷区組織条例の一部を改正する条例。

続きまして、総務部より、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例。

続きまして、財務部より、世田谷区立瀬田小学校校庭整備他工事請負契約。

世田谷区立弦巻中学校改築等電気設備工事請負契約。

世田谷区立桜丘幼稚園改修工事請負契約。

補助第二一六号線四号橋整備工事（下部工）請負契約変更。

世田谷区成城五丁目、六丁目付近枝線工事請負契約変更。

財産（世田谷区本庁舎東二期棟及び西二期棟開設に伴う一般什器、備品等の取得）。

地域行政部より、世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例。

環境政策部より、世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例。

清掃・リサイクル部より、世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。保健福祉政策部より、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議。

障害福祉部より、世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例。

子ども・若者部より、世田谷区特定乳児等通園支援事業の運営の基準等に関する条例。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

みどり 緑推進担当部より、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例。

続きまして、諮問です。生活文化政策部より、人権擁護委員候補者推薦の諮問。

続きまして、報告です。財務部より、議会の委任による専決処分の報告で、本庁舎等整備工事、瀬田小学校改築工事、同じく電気設備工事、同じく空気調和設備工事、同じく給

排水衛生設備工事、玉川野毛町公園拡張予定地拠点施設他新築工事、玉川野毛町公園第二期拡張工事、松原橋補修工事委託。

続きまして、清掃・リサイクル部より、議会の委任による専決処分の報告で、自動車事故に係る損害賠償額の決定で四件ございますけれども、⑩から⑬までの三件は同一案件で支払先が異なるもの、⑭は別案件となってございます。

次のページを御覧ください。都市整備政策部より、議会の委任による専決処分の報告で、世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に関する訴えの提起。

土木部より、議会の委任による専決処分の報告（歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定）。

監査事務局より、令和七年十月・十一月・十二月分例月出納検査の結果について。

令和七年度定期監査の結果について。

口頭になりますけれども、議案の追加についての御報告をさせていただきます。政策経営部より、世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例。総務部より、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。都市整備政策部より、世田谷区せたがやの家の供給に関する条例の一部を改正する条例。

これらにつきまして、世田谷トラストまちづくりの公益法人への移行に係る公益認定等審査会の答申を受けた後、調整がつきましたら議案として御提案をさせていただく予定となつてございます。

また、保健福祉政策部より、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例。

高齢福祉部より、世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例。

これらにつきましても、関係する政令等が公布され次第、調整が整いましたら議案として提案させていただく予定となつてございます。

私からは以上でございます。

○下山芳男委員長 ⑩会期見込み等から⑬請願受理期限まで、一括説明願います。

○中渕区議会事務局長 レジュメを御覧願います。まず、⑩会期見込み等でございますが、記載のとおり、告示が二月九日月曜日、招集日は二月十八日水曜日、会期見込みが二月十八日水曜日から三月二十七日金曜日までの三十八日間でございます。

⑪署名議員でございますが、今回は十八番の畠山晋一議員と三十一番の田中優子議員でございます。

⑫質問通告期限でございますが、代表質問が二月十日火曜日午前十一時、一般質問が

同日正午でございます。

○質問順序につきましては、代表質問は既に確認されているとおり、今回は、自民、公明、立憲無、改革、共産の順となります。また、一般質問は従来どおり抽せんとなります。

○請願受理期限は、三日目付託分が二月十日火曜日正午、最終日付託分につきましては三月十九日本曜日正午となります。

以上のとおり準備を進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長　○会期見込み等から○請願受理期限まで、ただいまの局長説明のとおり準備を進めることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　異議なしと認め、さよう決定いたします。

○予算審査について。

○中渕区議会事務局長　レジュメの裏面を御覧願います。予算・決算特別委員会に関しましては、既に議会運営委員会におきまして、今期を通じてその取扱いが決定されております。その内容につきましては、一、当初予算（同時補正予算を含む）及び決算については、それぞれ特別委員会を設置し審査する。二、委員会は、予算の場合は議長を除く全議員で構成する。三、委員会の運営方針や時間配分を協議するため、事前に準備会を設置する。その構成は、自民から二名、その他の交渉会派から各一名とする。四、委員長は自民から選出する。五、副委員長は二名とし、自民以外の交渉会派から会派の構成員数に応じて選出する。その割り振りはローテーションを基本とし、議会運営委員会で決定するというものでございます。

その決定に基づきますと、今回の予算特別委員会は議長を除く四十九名の委員により設置することとなり、レジュメに記載した表のとおりとなります。また、副委員長につきましては、今回は立憲無と改革となります。

今回の予算審査に当たり、このような取扱いとすることでおよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長　○予算審査について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中渕区議会事務局長　ただいま御決定いただきましたので、委員及び準備委員の届出を、一月二十九日木曜日正午までに事務局に御提出をお願いいたします。

なお、年間予定では、二月二日月曜日に準備会を予定してございます。午後一時からの開催といたしたいので、あらかじめ御承知おき願います。

また、今後の審査日程につきましては準備会で協議することとなります、東京都平和の日である三月十日火曜日、また、東日本大震災発災日である三月十一日水曜日が予算特別委員会の開催日となりましたら、従来どおり黙とうを行うことによろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長　ただいまの局長説明のとおり取り扱うことによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長　4議会制度研究会における検討状況について、議会制度研究会における検討状況について、議会制度研究会座長より報告がありました。ここに中塚副座長がいらっしゃいますので、本件について御報告願います。

○中塚さちよ委員　議会制度研究会での検討について、中間報告させていただきます。

一二ページの議会制度研究会検討経過報告を御覧ください。一月十六日に開催いたしました第八回研究会で意見の一致を見た事項について御報告いたします。

まず、項目番号1、予算、決算特別委員会の時間設定について、会議の終了時間については、職員の勤務時間を考慮し、会議終了時刻を早めるための対策を検討するという提案ですが、実現には諸課題があるため、現行どおりとすると決定いたしました。

次に、項目番号2、区議会HPの掲載内容、区の公式LINEを活用した議会情報の発信、区議会だよりのデザイン&UI改良等による、議会広報の改善については、議会だよりは全号四色刷り、フルカラーとする。また、区議会ホームページは、議会制度研究会での議論を踏まえ、今後、改善に向けて広報小委員会で検討すると決定いたしました。

なお、決算・予算特別委員会の出席委員を時間別に決定し、また、副委員長は交代で、一名のみ副委員長席に着席することを検討の趣旨とした項目番号4、決算、予算の出席委員の見直しについて及び政務活動費の増額と議員報酬の減額を検討の趣旨とした項目番号9、物価高騰に伴う政務活動費の見直し、議員報酬と政務活動費の見直しについての意見については、協議の結果、いずれも意見の一致を見ることができませんでした。

また、全ての検討項目を協議するため、本年三月末までとなっている研究期間を八月末まで延長することを決定いたしました。

以上で議会制度研究会の中間報告を終わります。

○下山芳男委員長　ただいまの報告に対し何かございますか。特によろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　それでは、議会制度研究会で意見の一致を見た事項及び研究期間の延長について、座長報告のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長　5請願審査。令七・二〇号を議題といたします。羽田副議長には、委員会条例第十五条の除斥の規定に基づき、退席していただきます。

[羽田副議長退室]

○下山芳男委員長　理事会で確認された本件の取扱いについて、事務局より説明願います。

○中渕区議会事務局長　本件につきましては、趣旨説明の申出はございません。理事会では、質疑があれば、質疑の後、各会派からの意見を伺うことが確認されております。意見につきましては、まず、委員外議員より参考意見を伺った後、各会派からの意見表明と取扱いを伺い、その後、採決となることが理事会で確認されております。

以上のとおり、本日の請願審査を進めることによろしいか、御確認をお願いいたします。

○下山芳男委員長　本日の請願審査について、ただいまの局長説明のとおり進めることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長　それでは、そのように進めることといたします。

なお、委員外議員は採決に加わることができないので、御了承願います。

質疑に入る前に、私から一点補足させていただきます。二十三日金曜日の理事会の際、羽田副議長から副議長を辞職する旨の意向が示されましたので、ここで御報告いたします。

それでは、本件について御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

それでは、本件について委員外議員の方から御意見があれば、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○下山芳男委員長 それでは、ないようですので、これで委員外議員からの参考意見は終わります。

それでは、本件に対する御意見と取扱いについて、それぞれの会派より併せてお願ひをいたします。

○加藤たいき委員 ただいま委員長から表明されましたが、現状辞めていない以上、我々、不信任案には賛成した立場から、この陳情に対しては採択という立場を取らせていただきます。

○岡本のぶ子委員 ただいま委員長のほうから御報告いただきましたが、一月二十三日の理事会での羽田副議長の辞職の表明については、私も同席をしておりましたので確認させていただいておりますが、ただ、今回の辞職の申出の内容は、本日協議事項にありました議会役職及び正副委員長についてというそのタイトルの中で、会派の構成人員が変わったことにより、立無愛の会派が、要は人数が今回減ったというところで、第二会派から第三会派になったということに伴って副議長を辞職するという、辞職の理由が今回の陳情とは異なる内容であることを感じております。

その上で、今回の陳情に書かれているように、十二月五日に可決された不信任決議、これは私どもの会派からの提案でもあり、やはり十二月五日の本会議で不信任決議が可決された後の理事会でも、私から羽田副議長に身の処し方をお伺いしたときに、辞職はいたしませんということを述べられていたという経緯もございますので、やはりこの陳情者が言わわれている、何のために区民の負託を受けた議員による審議なのかという問い合わせには、きちんと議会としてもその態度は示していかなくてはならないという思いから、私どもの会派として採択とさせていただきます。

○桃野芳文委員 今、岡本委員のほうからも発言がありましたけれども、今回、羽田副議長が役職を辞すという形になっておりますけれども、これは会派構成人数が減ってしまうといったことによる結果であります。今回の請願にありますように、議会のルールに従つて手続に瑕疵もなく不信任決議が賛成多数で可決されたわけですから、それにのっとつて、やはり速やかに副議長においてはその役職を辞すべきだというふうに我々の会派も考

えておりますから、今回の請願に対しては採択という立場を取らせていただきます。

○**桜井純子委員** 私たち立憲民主党・無所属世田谷区議団は、今回出されました十二月五日に可決された不信任決議に従い、羽田副議長に対して辞任するよう求めるこの陳情に対しては、不採択でお願いをしたいと思います。

○**坂本みえこ委員** まず、陳情者が理由で述べておられる議決内容が実行されないのは区民軽視にほかならないのではないでしょうかということについて、議決の重みを重視すると解され、その点は一定理解します。また、不信任決議の際にも述べましたが、かねてより日本共産党世田谷区議団は、不信任や懲罰の権利の行使は極めて慎重かつ公平に行われるすることが求められると主張してきました。その濫用が、言論の自由を奪うことにつながりかねないという懸念があるというのが基本姿勢です。

この問題の発端は、議会での質問において、地面師のようなであるとか、人の土地をだまして虚偽の建築申請を出したなどの地方自治法が禁止している無礼の言葉が使われたことで議会の品位を汚すことのないように求める声が上がったことです。その事実経過から見て、不信任決議にある水面下での議員の質問権や発言権を制限、封殺するものであると断言せざるを得ないとは判断できることから、不信任決議に反対してきました。認識の一一致がない下で、この陳情に賛同することはできません。よって日本共産党世田谷区議団は不採択とします。

○**下山芳男委員長** それでは、本件は採択、不採択と意見が分かれておりますので、本日のところは継続審査とすることでいかがでしょうか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○**下山芳男委員長** 御異議がございますので、継続審査とすることについての採決を挙手によって行います。

まず、本件を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○**下山芳男委員長** 挙手少數と認めます。よって本件を継続審査とすることは否決されました。したがいまして、本日は結論を出すこととなります。

これより、本件を可とすることについてお諮りいたしますが、先ほど取扱いに関する意見の中で、採択とする御意見が出ておりますので、採択ということでお諮りしたいと思います。採決は挙手により行います。

本件を採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○下山芳男委員長 挙手多数と認めます。よって令七・二〇号は採択とすることに決定いたしました。

以上で請願審査を終わります。

除斥の議事が終了いたしましたので、羽田副議長の再出席を求めます。

[羽田副議長入室]

---

○下山芳男委員長 6次回委員会。次回委員会は二月九日月曜日午前十時より開催することとしたいので、よろしくお願ひいたします。

---

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時三十六分散会

---

署名

議会運営委員会

委員長